新潟市

介護予防・日常生活支援総合事業の手引き

令和4年1月 初版 新潟市福祉部地域包括ケア推進課

目次

- I. 介護予防・日常生活支援総合事業に関する基本的事項
 - 1. 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について
 - (1) 導入の趣旨
 - (2)総合事業の構成
 - 2. 総合事業の対象者
 - (1)総合事業の対象者
 - (2) 事業対象者について
 - (3) 事業対象者の転出・転入について
 - 3. 総合事業の各種サービスについて
 - (1)介護予防・生活支援サービス事業
 - (2)一般介護予防事業
 - 4. 相当サービス、基準緩和サービスの報酬、給付管理等
 - (1)報酬、利用者負担
 - (2) 給付管理、報酬の請求
 - (3) 高額介護予防サービス費相当事業費の支給
 - (4)給付制限
- Ⅱ. 相談受付及び介護予防ケアマネジメントについて
 - 1. 相談受付~基本チェックリストの実施
 - (1)相談受付
 - (2) 基本チェックリストの実施
 - (3) 基本チェックリストの実施方法と留意事項
 - (4) 基本チェックリストの該当・非該当の判定
 - 2. 介護予防ケアマネジメントの実施
 - (1) 基本事項
 - (2)介護予防ケアマネジメントの目的
 - (3) 実施主体
 - (4) 介護予防ケアマネジメント依頼届出について
 - (5)介護予防ケアマネジメントの類型
 - (6)介護予防ケアマネジメントの実施手順
 - (7) 介護予防ケアマネジメント業務の居宅介護支援事業者への委託について
 - (8) 給付管理票等の作成・介護予防ケアマネジメント費の請求
 - (9) 介護予防ケアマネジメント費と介護予防支援費の区別
- Ⅲ. 事業対象者、要支援認定及び要介護認定の区分変更に伴う資格の取扱いについて
 - (1) 要介護(支援)認定者が事業対象者としての認定を希望する場合
 - (2) 事業対象者が要支援認定を受けた場合
 - (3) 事業対象者が要介護認定を受けた場合

- (4) 要支援認定者が要介護認定を受けた場合
- (5)継続利用要介護者について

Ⅳ. 介護予防・生活支援サービス事業の利用に係る留意事項

- 1. 新潟市の被保険者が新潟市外に所在する事業所の総合事業サービスを利用する場合
 - (1) 新潟市の指定の有無(サービス事業所)
 - (2)報酬の請求について
- 2. 他市町村の被保険者が新潟市に所在する事業所の総合事業サービスを利用する場合
- 3. 住所地特例対象者に対する総合事業の実施について
 - (1) 住所地特例対象者が総合事業を利用する際の流れについて
 - (2) 住所地特例対象者に関するサービス事業費、介護予防ケアマネジメント費の請求

V. その他

- 1. 新潟市ホームページ内の総合事業に関する情報の掲載場所
- 2. 総合事業に関する国の通知、要綱、ガイドライン等
- 3. 総合事業に関する新潟市の要綱

I. 介護予防・日常生活支援総合事業に関する基本的事項

1. 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について

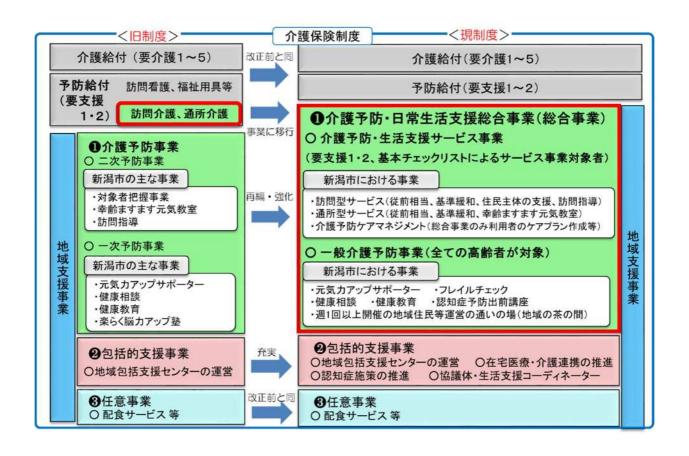
(1) 導入の趣旨

少子高齢化の進行により、高齢化率は年々上昇し続けており、単身高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、75歳以上の後期高齢者、認知症高齢者の増加が予想される一方で、医療・介護の専門職の確保がますます困難になると見込まれます。このような状況で、高齢者を支え続けるためには、専門職だけでなく、住民ボランティア等も含めた多様な主体により地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

こうした中、専門職によるサービスに加えて、専門職以外の多様な主体によるサービス・支援を 活用しながら、高齢者の日常生活の支援や介護予防を推進する仕組みとして、介護保険の中で制度 化されたのが「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」です。

(2)総合事業の構成

総合事業では、従来、介護予防給付として提供されていた介護予防訪問介護・介護予防通所介護 及び介護予防事業として行われていた一次予防事業・二次予防事業を改編し、市町村事業として各 自治体が、総合事業という枠組みの中で「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事 業」を実施することとなり、そのサービス構成や基準・報酬等を決定できることとされました。新 潟市では平成29年度から以下のサービス構成で事業を実施しています。各サービスの内容は「3. 総合事業の各種サービスについて」をご覧ください。



2. 総合事業の対象者

(1)総合事業の対象者

総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」(以下、「サービス事業」)については、専門職以外の多様な主体も支援に関わるという点で、介護度が軽度の高齢者を対象者と想定しており、「要支援認定者」とこれに準ずる「事業対象者」を対象とします。

また、「一般介護予防事業」については、全ての高齢者が対象となります。

(2) 事業対象者について

「事業対象者」は「基本チェックリスト」(別紙1)によって生活機能の低下が認められた人で、 介護保険被保険者証の要介護状態区分等の欄に「事業対象者」と記載されます。

「基本チェックリスト」は厚生労働省が定めた25項目の質問で、日常生活活動、運動機能、栄養、口腔機能、認知機能、閉じこもり、うつの状態を評価するツールです。要介護(支援)認定と違い、その場で該当・非該当を判断できるため、迅速にサービス利用につなげることができるメリットがあります。

第2号被保険者については、がんや関節リウマチ等の特定疾病に起因して要介護状態等となり、 要介護認定等を受けることで介護保険サービスの対象となるため、基本チェックリストの該当に よって事業対象者とすることはできません。

【事業対象者の有効期間】

新潟市では、事業対象者の有効期間を2年としています。有効期間終了日の概ね60日前から、 有効期間更新のための基本チェックリストの実施が可能です。(実施日、判定日は現有効期間の終 了日の翌日としてください)再度該当となれば、有効期間終了日の翌日から2年間の有効期間で 事業対象者としてサービス事業を利用できます。

※基本チェックリストの実施~事業対象者の認定については、P7「Ⅱ. 1. 相談受付~基本チェックリストの実施」をご覧ください。

(3) 事業対象者の転出・転入について

【転出】

- ・事業対象者が他の市町村に転出するときは、要介護(要支援)認定と異なり事業対象者としての 認定は引き継がれません。(受給資格証明書の発行もありません。)
- ・本人が事業対象者の手続きを希望する場合は、改めて転入先の市町村が定めたルールによる手 続きが必要となります。

【転入】

・他の市町村からの転入の場合も同様に、事業対象者としての認定は引き継がれず、新潟市の手続きが必要となります(サービス事業の利用を希望する場合、基本チェックリストを実施)。

3. 総合事業の各種サービスについて ※サービスの一覧表は別紙16

(1)介護予防・生活支援サービス事業

<u>訪問型サービス</u>

種類	介護予防訪問介護相	訪問型基準緩和サービ	住民主体の訪問型生	訪問指導
	当サービス	ス	活支援	(訪問型サービ
	(従前相当サービス)	(訪問型サービス A)	(訪問型サービス	ス C)
			B)	
実施主	新潟市から指定を受	新潟市から指定を受け	地域住民等のボラン	新潟市直営の保
体	けた介護サービス事	た介護サービス事業所	ティア団体 等	健師等
	業所			
内容	従前の介護予防訪問	相当サービスの人員基	地域住民等のボラン	保健師等の専門
	介護と同じサービス	準等を緩和し、一定の	ティアがゴミ出しや	職が居宅で相談
	内容。有資格のヘルパ	研修を受けた従事者が	買い物等、日常のち	指導を行う。原則
	一が身体介護と生活	生活援助を行う。身体	ょっとした困りごと	3か月程度。
	援助を行う。	介護のサービスを必要	に対する支援を行	
		としない方が対象。	う。	
事業所	・管理者の配置	・管理者の配置		
の指定	訪問介護員 2.5以	・従事者 必要数の配		
基準	上の配置	置		
	・サービス提供責任者	・訪問事業責任者の配		
	の配置	置		
	ほか	ほか		
	※詳細は新潟市ホー	※詳細は新潟市ホーム		
	ムページに掲載の「新	ページに掲載の「新潟		
	潟市介護予防・日常生	市介護予防・日常生活		
	活支援総合事業の人	支援総合事業の人員、		
	員、設備及び運営に関	設備及び運営に関する		
	する基準を定める要	基準を定める要綱」等		
	綱」等を参照	を参照		
報酬等	※新潟市ホームペー	・基本単位数は相当サ	要件を満たした団体	
	ジに掲載のサービス	ービスの約8割	に運営費を補助。	
	コード表参照	・加算なし		
		※新潟市ホームページ		
		に掲載のサービスコー		
		ド表参照		
その他	利用者は前年の所得	利用者は前年の所得等	利用料は実施団体が	利用者負担なし
	等に応じて費用の1割	に応じて費用の1割~3	設定。	
	~3 割を自己負担。	割を自己負担。		

通所型サービス

種類	介護予防通所介護相当サ	通所型基準緩和サービス	幸齢ますます元気教室
	ービス	(通所型サービス A)	(通所型サービス C)
	(従前相当サービス)		
実施主	新潟市から指定を受けた	新潟市から指定を受けた介護	新潟市が委託した民間事業
体	介護サービス事業所	サービス事業所	者
内容	従前の介護予防通所介護	相当サービスの人員基準等を	生活機能を改善するため、
	と同じサービス内容。デ	緩和し、一定の研修を受けた	運動器や口腔の機能向上や
	イサービスセンター等の	従事者が運動やレクリエーシ	栄養改善のための講座を行
	施設において、入浴や食	ョンを行う。身体介護のサー	う。週1回3か月の短期間
	事、運動、レクリエーシ	ビスを必要としない方が対	集中の教室。
	ョンなどのサービスを行	象。	
	う。		
事業所	•管理者、生活相談員、看	・管理者、従事者の配置	
の指定	護職員、機能訓練指導員、	ほか	
基準	介護職員の配置	※詳細は新潟市ホームページ	
	ほか	に掲載の「新潟市介護予防・	
	※詳細は新潟市ホームペ	日常生活支援総合事業の人	
	ージに掲載の「新潟市介	員、設備及び運営に関する基	
	護予防・日常生活支援総	準を定める要綱」等を参照	
	合事業の人員、設備及び		
	運営に関する基準を定め		
	る要綱」等を参照		
報酬等	※新潟市ホームページに	・基本単位数は相当サービス	委託先へ委託料を支払う。
	掲載のサービスコード表	の約8割	
	参照	・加算なし	
		※新潟市ホームページに掲載	
		のサービスコード表参照	
その他	利用者は前年の所得等に	利用者は前年の所得等に応じ	参加者の費用負担は、舌ブ
	応じて費用の 1 割~3 割	て費用の 1 割~3 割を自己負	ラシ代のみ。
	を自己負担。	担。	

(2) 一般介護予防事業

①にいがたし元気力アップ・サポーター制度

介護施設などでのボランティア活動を通じて、高齢者の社会参加、介護予防を推進する事業で、活動を行った場合にポイントを付与し、獲得したポイントに応じ、翌年度に最大 5,000 円の交付金を受け取ることができます。

②健康教育

各区において、医師・保健師・栄養士・歯科衛生士等が講師を務め、生活習慣病予防、転倒予防、

口腔機能等に関する講演会・教室等を開催します。

3健康相談

各区において、保健師・栄養士等が生活習慣の改善、病気の予防や重症化防止など健康に関する個別相談に応じ、必要な相談・助言を行います。

④認知症予防出前講座

研修を受講した運動普及推進委員が地域の集会やサークル等に伺って、認知症予防に効果的とされる運動を中心とした認知症予防・健康づくりのメニューを提供します。

⑤住民主体の通いの場(週1回以上開催する地域の茶の間)

地域のボランティア団体等が、地域の集会所や公民館、空き家等を利用して、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集まり、交流することができる地域の居場所を開設します。

⑥総おどり体操

総おどり体操の講習会の開催や指導スタッフの派遣等を行います。また、講師養成講座の実施によって指導者ライセンス修得者を増やし、高齢者の地域での自主的な指導活動を推進します。

⑦フレイルチェック

市内の各会場において、指輪っかテスト、機械を使った筋肉量や握力、滑舌の測定、日常生活に関する各種質問などで構成される「フレイルチェック」を行い、自身の心身の状態を確かめていただき、生活改善のきっかけづくりをします。

4. 相当サービス、基準緩和サービスの報酬(サービス費)、給付管理等

(1)報酬、利用者負担

新潟市ホームページの以下のページに掲載されている「新潟市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」または「新潟市総合事業サービスコード表」をご覧ください。

新潟市ホームページトップページ → 健康・医療・福祉 → 介護 → 介護予防・日常生活支援 総合事業(総合事業)について

基本的には、介護給付の報酬改定に伴い、総合事業の報酬も改定を行います。

なお、地域区分単価は1単位あたり、訪問型サービスが 10.21 円、通所型サービスが 10.14 円です。

利用者負担は、介護(予防)給付と同様、所得に応じて、サービス費の1割、2割又は3割となります。

(2) 給付管理、報酬の請求

相当サービス及び基準緩和サービスは、指定事業所によるサービスで、介護給付のサービスと同様、国保連へ報酬を請求します。よって、給付管理の対象となります。支給限度基準額は相当サービス、基準緩和サービスと介護給付のサービスの合計額で計算し、介護度によって以下のように設定されています。

要介護度	支給限度基準額
事業対象者※・要支援1	5, 032 単位
要支援2	10, 531 単位

※事業対象者のうち、退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると考えられる方等、利用者の状態により要支援2の支給限度基準額とすることも可能です。(報酬算定区分も要支援2の区分での算定が可能です)その場合は、担当する地域包括支援センターから市へ協議が必要です。

協議のフローは別紙6参照。協議の様式は別紙7参照。

(3) 高額介護予防サービス費相当事業費の支給

総合事業においても、利用者負担が高額となり、上限額を超える場合は、高額介護予防サービス費に相当する「高額介護予防サービス費相当事業費」を支給します。また、高額医療合算介護予防サービス費に相当する費用も総合事業で支給します。算定の対象となるのは、給付管理の対象である相当サービスと基準緩和サービスの利用者負担です。

なお、実際には、総合事業のサービスのみで上限額に達することはないため、予防給付との合算または世帯合算の場合にのみ対象となります。

上限額等は新潟市の介護保険サービスガイド等でご確認ください。

(4)給付制限

総合事業のサービスでは、介護 (予防) 給付で行っている保険料の滞納による償還払い化や給付額 減額等といった給付制限は行いません。対象となる方のサービス事業費の請求や利用者負担額の徴 収の際にはご注意ください。

例えば、要支援1・2の方で被保険者証に給付額減額の記載があり、介護予防給付のサービスと総合事業のサービスを合わせて利用している方は、介護予防給付のサービス費のみ給付額減額の対象となりますのでご注意ください。(サービス事業費は通常通りの利用者負担割合です)

Ⅱ. 相談受付及び介護予防ケアマネジメントについて

1. 相談受付~基本チェックリストの実施

(1)相談受付

相談受付時は、まず、被保険者や家族より、相談の目的や家庭や住居の状況、希望するサービスなどを聴き取り、必要に応じて介護保険サービスガイド等を活用しながら、介護(予防)給付及び総合事業のサービス等について説明します。(窓口は、区役所、地域保健福祉センター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所を想定しています。)

明らかに要介護認定が必要な場合や介護(予防)給付(訪問看護、通所リハビリテーション、福祉 用具貸与等)のサービスを希望している場合、要介護認定等申請を希望している場合等は、要介護認 定等の申請の手続につなぎます。

(2) 基本チェックリストの実施

総合事業のサービス事業のみ利用を希望する場合や利用することが適切であると判断できる場合は、基本チェックリストを実施します。(基本チェックリストの実施判断で迷う場合は、「基本チェックリスト実施判断シート」(別紙4)を活用します。)

このとき、事業対象者となったあとや、サービス事業の利用を開始したあとでも、要介護認定等の申請ができることを説明します。また、要介護認定等申請をする場合で、認定結果を待たずにサービス事業のみを利用する場合は、認定申請と同時に基本チェックリストを実施し、すぐに事業対象者としてサービス事業の利用を開始することが可能です。(この場合の認定が出たあとの資格の取り扱いや請求方法等はIII.(2)、(3)を参照してください。)

介護保険システムで基本チェックリストを入力する際の日付等については別紙5をご覧ください。

(3) 基本チェックリストの実施方法と留意事項

基本チェックリストは、窓口にて、本人に面談のうえ質問内容を説明し、本人に記入してもらうことを基本とします。

ただし、本人が来所できない(入院中である、相談窓口が遠い、外出に支障がある等)場合は、家族の来所による相談に基づき、本人の状況や相談の目的等を聴き取り、代筆も可能です。そして、介護予防ケアマネジメントのプロセスで、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所が本人の状況を確認するとともに、サービスの説明等を行い、適切なサービスの利用につなげます。

(4) 基本チェックリストの該当・非該当の判定

事業対象者に該当する基準のうちいずれか1つでも該当すれば、事業対象者となります。(該当する基準については別紙2参照、基本チェックリストの質問項目の趣旨については別紙3参照)該当か非該当かの判定は、介護保険システムに入力することで自動的に判定することもできます。基本チェックリストの実施数を把握するためにも、実施した場合はシステムへの入力をお願いします。

基本チェックリストの判定結果については、介護保険システムから「基本チェックリスト結果のお知らせ」(総合事業対象者決定通知書)を出力することができます。

該当となった場合は、介護保険システムに入力した日の翌開庁日に居住区の区役所健康福祉課ま

たは介護保険課から「事業対象者」と印字された被保険者証(別紙8)が郵送されます。(チェックリストの入力日と同日に「居宅(介護予防)サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」(別紙9)をシステム入力すれば、担当包括名も印字された被保険者証が発行されます)非該当となった場合は、必要に応じて、一般介護予防事業やその他の介護予防活動について説明をします。非該当となり、期間が経過したあと改めてサービスの利用希望があった場合は、再度基本チェックリストを行ってください。

2. 介護予防ケアマネジメントの実施

(1)基本事項

総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)(以下「介護予防ケアマネジメント」という。)は、要支援認定者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービスのほか一般介護予防事業や市の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援認定者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業です。

(2) 介護予防ケアマネジメントの目的

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものであり、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものです。

地域において、高齢者が健康を維持し、改善可能な場合は適切な支援を受けて改善に向かい、もし、 医療や介護、生活支援等を必要とする状況になっても住み慣れた地域で暮らし、その生活の質を維持・向上させるためには、高齢者一人一人が自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに、介護予防、健康の維持・増進に向けた取り組みを行うことが重要となります。

総合事業においては、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、 結果として介護予防につながるという視点からも利用者の生活上の何らかの困りごとに対して、<u>単</u> にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だ けではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身 機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要です。

このようなことから、総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的にサービス事業等の利用について検討し、ケアプラン(様式は別紙10)を作成していくこととなります。

なお、サービス事業の利用については、ケアプランの自己作成に基づく利用は想定していません。 介護予防給付において自己作成している場合で、加えてサービス事業を利用する場合は、地域包括支援センターにつなぐことが必要です。

(3) 実施主体

総合事業による介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様、地域包括支援センター又は地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が実施します。

(4) 介護予防ケアマネジメント依頼届出について

介護予防ケアマネジメントの実施にあたっては、利用者から市に「居宅(介護予防)サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」を提出してもらう必要がありますが、地域包括支援センターからの代行提出も可能です。(地域包括支援センターが市の介護保険システムへ入力することで、市へ提出したこととしています)

届出書を介護保険システムへ入力した日の翌開庁日に居住区の区役所健康福祉課または介護保険 課から「ケアマネジメントを担当する地域包括支援センター名」が印字された被保険者証が郵送され ます。

事業対象者が要支援認定を受けた際は、事業対象者のときに依頼届出書を提出済みであれば、再度 の提出は不要です。(同じ地域包括支援センターがケアマネジメントを行うため)

(5)介護予防ケアマネジメントの類型

介護予防ケアマネジメントは、利用するサービスによって類型が分かれており、プロセスについて も類型ごとに異なります。また、マネジメントの報酬(介護予防ケアマネジメント費)も類型ごとに 異なります。類型やプロセスについては以下のとおりです。

新潟市の介護予防ケアマネジメントの類型

類型		①ケアマネジメント A (原則的なケアマネジメ ント)	②ケアマネジメント B (簡略化したケアマネ ジメント)	③ケアマネジメント C (初回のみのケアマネジ メント)	
利用 サービス		指定事業者のサービス(介護予防相当サービス、訪問型及び通所型基準緩和サービス) ※短期集中予防サービス等指定事業者のサービス以外を併用する場合も含む	短期集中予防サービス (訪問型及び通所型短 期集中予防サービス)	住民主体の訪問型生活支援・一般介護予防事業・保 険外サービス等	
	アセスメント	0	0	0	
	ケアプラン原案 作成	0	0	0	
プロ	サービス担当者 会議	0	_	_	
ロセス	利用者への説明・同意	0	0	0	
	ケアプランの確 定・交付	0	0	(O)(ケアマネジメント の結果)	
	モニタリング	0	_	_	

(6) 介護予防ケアマネジメントの実施手順

介護予防ケアマネジメント利用の手続

地域包括支援センター又は委託を受けた居宅介護支援事業所が重要事項等を説明して 同意を得た上で、契約を締結し、介護予防ケアマネジメントを開始する。

ア) アセスメント (課題分析)

利用者宅を訪問し、利用者(及び家族)との面談により実施する。

イ) ケアプラン原案 (ケアマネジメント結果) 作成

利用者の状況に応じて利用するサービスの選択を支援すると共に、必要なサービスの類型に応じ介護予防ケアマネジメントプロセスの類型を決める。

- ウ) サービス担当者会議 (ケアマネジメントB、ケアマネジメントCの場合を除く)
- エ) 利用者への説明・同意
- オ) ケアプラン確定・交付(ケアマネジメント結果交付)(利用者、サービス提供者)

利用者に交付すると共に、サービス提供者にも交付する。

カ) サービス利用開始

各サービス提供者よりサービスを実施。

キ) モニタリング(給付管理)(ケアマネジメントB、ケアマネジメントCの場合を除く)

サービス利用開始後の状況、問題、意欲の変化など継続的に把握。 利用者及び家族より直接聴取するほか、サービス提供者から状況を聴取。

ク) 評価(ケアマネジメントCの場合を除く)

実施期間終了後、ケアプランの目標が達成されたか評価し、ケアマネジメントの類型変更も含めて、利用するサービスの見直し等今後の方針を決定する。

【手順のポイント】

アセスメント	○「基本チェックリスト」や「利用者基本情報」(別紙11) から情報を把握
(課題分析)	○利用者の自宅に訪問して本人との面接による聞き取り等を通じて行う。
(味趣分別)	○本人及び家族と面接しながら、支援ニーズを特定し、課題を分析。
	○目標の設定
	・より本人にあった目標設定に向けて「興味・関心チェックシート」(別紙
	12)なども利用して、「~できない」という課題から、「~したい」「~でき
	るようになる」というような目標に変換し目標を設定する。
	・生活の目標については、本人が自分の目標として意識できるような内容・
ケアプラン原案作成	表現となるように設定する。
クテノノン原条TFIX	・本人でも評価できる具体的な目標とする。
	○利用するサービス内容の選択
	・本人の希望に基づいたサービス内容を意識する。
	・目標達成に向けたサービス内容や期限を検討する。
	・各事業所や実施団体の特徴を捉えながら、本人の状態に合ったサービスを
	選択する。
	○本人、事業所から目標達成のための意見を促す。
	○サービス事業の終了、一般介護予防事業等への移行を意識し期間の設定等
サービス担当者会議	共有する。
り ころ担当有云哦	○モニタリングの方法等、今後の関わり方などを事前に伝えておく。
	○本人の状態の変化、新たな課題の発生、目標達成等状況の変化があった場
	合の連絡体制づくり。
	○毎月のモニタリングのほか、3か月に1回及びサービスの評価期間の終了
	月、利用者の状況に著しい変化のあった時には、訪問して面接する(ケアマ
モニタリング	ネジメント A)。
	○本人の取組みも含め、サービスが計画的に行われていたか確認する。
	(関係様式は別紙13)
	○目標の達成状況を評価し、新たな目標の設定や、再アセスメント、再プラ
評価	ンニングの必要性の判断をする。
н 1 ш	○最終的な評価をサービス提供事業所にも求め、総合的に判断する。
	(関係様式は別紙14)

(7) 介護予防ケアマネジメント業務の居宅介護支援事業者への委託について

委託の場合の地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の委託契約手続き、ケアマネジメント に際しての役割分担などは、基本的に介護予防支援を委託する場合に準じます。地域包括ケア推進課 から地域包括支援センターへお示ししている「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委 託契約書」(記載例)を参考にしてください。

なお、居宅介護支援事業所の受託件数については、介護予防ケアマネジメントの場合は居宅介護支援事業費の逓減制の対象とはならないため、制限はありません。

※「介護予防支援」については、従来どおり、1/2 換算で逓減制の対象となりますのでご注意ください。

(8) 給付管理票等の作成・介護予防ケアマネジメント費の請求

(1)給付管理票の作成、報酬請求の手続きについて

ケアマネジメント A については、介護予防支援と同様、給付管理票、請求明細書を作成し(請求 ソフトにて伝送)、国保連に報酬を請求します。

ケアマネジメント B、ケアマネジメント C については、対象となるサービスが給付管理票の作成が不要なサービスのため、請求明細書のみ作成し(請求ソフトにて伝送)、国保連に報酬を請求します。

②介護予防ケアマネジメント費について

※新潟市ホームページに掲載のサービスコード表参照

1単位あたりの単価は10.21円です。利用者負担はありません。加算については以下のとおり。

【初回加算】

居宅介護支援費、介護予防支援費における基準に準じて以下の場合に算定できます。

- (ア) 新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合 (介護予防ケアマネジメントの実施が終了して2月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合を含む)
- (イ)要介護者が要支援認定を受け、あるいは事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合

ただし、予防給付のサービスを利用していた方が、要支援認定の有効期間の満了の翌月から、事業対象者として総合事業のサービス利用に移行するときは、初回加算の算定を行うことはできません。

【委託連携加算】

利用者に係る必要な情報を指定居宅介護支援事業所に提供し、ケアプラン作成等に協力した 場合、委託を開始した日の属する月に限り算定できます。

③居宅介護支援事業者への委託に係る委託料について

地域包括ケア推進課から地域包括支援センターへお示ししている「介護予防支援及び介護予防 ケアマネジメント業務委託契約書」(記載例)を参考にしてください。

(9)介護予防ケアマネジメント費と介護予防支援費の区別

МВ Ф 67	介護予防ケアマネジメント費/
利用サービス	介護予防支援費
介護予防給付のみ	介護予防支援費として請求
介護予防給付と総合事業の併用	介護予防支援費として請求
	※ 1
総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント費として請求

※1 限度額管理対象外の介護予防給付サービス(介護予防居宅療養管理指導など)と総合事業の併用の場合は、介護予防ケアマネジメント費として請求。詳細は別紙15参照。

Ⅲ. 事業対象者、要支援認定及び要介護認定の区分変更に伴う資格の取扱いに ついて

(1) 要介護(支援)認定者が事業対象者としての認定を希望する場合

すでに要介護(支援)認定を受けており、その有効期間内にある場合は、要介護(支援)認定を優先するため、事業対象者としての認定を受けることはできません。現在の要介護(支援)認定の有効期間終了後に事業対象者の認定を受けることは可能です。その場合は、現在の有効期間終了日の概ね60日前から基本チェックリストの実施が可能です。該当となれば、有効期間終了日の翌日から2年間の有効期間で事業対象者としてサービス事業を利用できます。

(2) 事業対象者が要支援認定を受けた場合

- ○要支援認定申請日に遡って、要支援認定の資格が発生します。
- ○要支援認定申請日と基本チェックリスト実施日が同日の場合(同時申請)は、認定が出る前に 事業対象者としてサービス事業を利用している場合が多いと思いますが、認定申請日まで遡っ て要支援認定の資格が発生するので、サービス事業費の請求の際は、事業対象者としてではなく 要支援認定区分での請求となります。(請求は認定結果が出た後に行ってください)

※やむを得ず認定申請後に基本チェックリストを実施した場合は、基本チェックリスト実施日を認定申請日と同日にしてください。

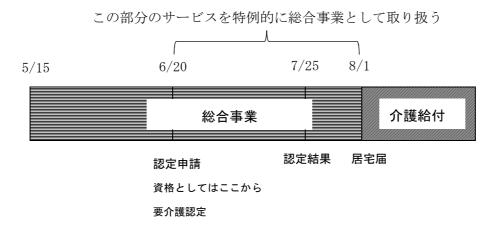
○認定の結果が非該当だった場合は、そのまま事業対象者としてサービス利用を継続できます。 ○認定結果が出る前にサービスを利用する場合は、サービス利用票、利用票別表(提供票、提供票別表)は事業対象者として作成し、その後、認定結果が出たら認定区分を訂正し、差し替えをしてください。(通所型サービスを利用している事業対象者が要支援2となり、サービスコードが変わる場合など、必要があれば内容も訂正してください)

(3) 事業対象者が要介護認定を受けた場合

- ○事業対象者としてサービス事業を利用していた場合で、認定申請の結果、見込み違いで要介護 1以上の認定がなされた場合は、介護給付サービスの利用を開始するまでの間、サービス事業に よるサービスの利用を継続することができるという特例があります。ただし、要介護認定を見込 んだ暫定プランにより介護給付のサービスを利用する場合はこの特例は適用できません。
- ○この特例を適用する場合は、介護給付サービスの利用を開始するまでに利用したサービスを 総合事業のサービス事業費として、認定区分は事業対象者として請求が可能です。
- ○ただし、認定の資格としては、通常通り認定申請日に遡って要介護認定となりますので、サービス事業としての請求を可能にするために、市の方で国保連の受給者台帳を修正する必要があります。
- ○この特例を適用する場合は、担当の地域包括支援センターから市(地域包括ケア推進課)へ事前に以下の項目をメールでお知らせください。
- 対象者の氏名、被保険者番号
- 認定申請日、認定日、認定区分
- ・認定前に利用していた総合事業サービス
- ・介護給付サービス利用開始月 (予定)

○介護給付サービスの利用開始後は、通常通り要介護認定者として介護給付サービス費を請求することになりますので、介護給付サービスの利用開始日を届出日とした「居宅サービス計画作成依頼届出書」に担当する居宅介護支援事業所名を記入したものを利用者から提出してもらい、有効開始日が介護給付サービスの利用開始日となるよう介護保険システムへ入力してください。

【例 R3.5.15 に基本チェックリストを実施し事業対象者としてサービス事業を利用開始。その後、R3.6.20 に認定申請(要支援2 と見込む)し、R3.7.25 に要介護1の認定。R3.8.1 から介護給付サービスの利用開始。】



(4) 要支援認定者が要介護認定を受けた場合

要支援認定者が要介護認定を受けた場合、サービス事業のみを利用している場合であっても、 従来同様、申請日に遡って、要介護認定の資格が発生し、その前日に要支援認定者としての資格 を喪失します。よって、申請日以降はサービス事業の利用はできません。

(5)継続利用要介護者について

令和3年度より、要介護認定を受ける以前から「市町村の補助により実施されるサービス事業」を利用していた要介護認定者も「継続利用要介護者」として補助により実施されるサービスを利用できることになりました。補助により実施されるサービスとして、本市では「住民主体の訪問型生活支援(訪問型サービス B)」がそれに当たりますが、当市ではそもそも要介護度に関係なく利用可能としており、また、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントを経ずに、利用者と実施団体とで調整を図り、利用できる仕組みとなっています。

Ⅳ. 介護予防・生活支援サービス事業の利用に係る留意事項

1. 新潟市の被保険者が新潟市外に所在する事業所の総合事業サービスを利用する場合

総合事業では、市外の事業所も利用できることとなっていますが、住所地特例対象者ではない新潟市の被保険者が市外のサービス事業所を利用する場合は、以下の点に留意してください。なお、住所地特例対象者については、扱いが異なりますので「3. 住所地特例対象者に対する総合事業の実施について」を参照してください。

(1) 新潟市の指定の有無(サービス事業所)

総合事業は、市町村ごとの事業であり、サービス事業所の指定も市町村ごとに行います。そのため、新潟市の被保険者が市外に所在する事業所の総合事業のサービスを利用する場合は、当該事業所が新潟市の指定を受けている必要があります。

市外事業所の総合事業サービス利用にあたっては、事前に指定の有無について確認してください。

(2)報酬の請求について

総合事業では、サービス事業費などの報酬も市町村ごとに決定することとなっているため、他市町村とは報酬額が異なる場合もあります。

総合事業の実施者は、住所地特例の場合を除き、利用者が住民登録を行っている市町村(保険者市町村)になることから、市外に所在する事業所を利用する場合であっても、保険者市町村の定めた報酬を適用することとなります。

以下に住所地特例対象者との比較を表にしましたので、参考にしてください。

	総合事業の実施者	ケアマネジメントを実施	適用する報酬
		する包括	
市外事業所利用者	利用者の保険者市	利用者の保険者市町村の	利用者の保険者市町村が
	町村	包括	定めた報酬
			※地域区分単価も同様
住所地特例対象者	施設所在市町村	施設所在市町村の包括	施設所在市町村が定めた
			報酬
			※地域区分単価も同様

2.他市町村の被保険者が新潟市に所在する事業所の総合事業サービスを利用する場合

住所地特例対象者ではなく他市町村に住民登録のある他市町村の被保険者が新潟市に所在する事業所の総合事業サービスを利用する場合は、当該事業所がその被保険者の保険者市町村から指定を受けている必要があります。報酬は、利用者の保険者市町村のサービスコードで請求します。(地域区分単価も保険者市町村の単価となります)

また、保険者市町村(他市町村)の地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行います。

3. 住所地特例対象者に対する総合事業の実施について

(1) 住所地特例対象者が総合事業を利用する際の流れについて

住所地特例対象者に対する総合事業サービスの提供については、その対象者が居住する施設が 所在する市町村(施設所在市町村)が行うこととされ、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント、 また、基本チェックリストについても、施設所在市町村が実施することとされています。一方で、 要介護(要支援)認定については、転居前の市町村(保険者市町村)が実施することとなっていま すので、認定申請は保険者市町村へ行う必要があります。

住所地特例対象者の基本チェックリスト実施に関する流れ

- ①住所地特例対象者が区役所等の窓口または地域包括支援センターで基本チェックリストを実施。担当者は該当・非該当を確認し、本人に口頭で伝える。
- ②該当の場合、介護予防ケアマネジメント依頼届出書を本人等から記入してもらう。 また、本人から被保険者証を回収する。
- ③区役所等または地域包括支援センターは、基本チェックリスト、介護予防ケアマネジメント依頼届出書、被保険者証を地域包括ケア推進課へ送付する。(地域包括支援センターは区役所健康福祉課高齢介護担当に送付してもよい)
- ④地域包括ケア推進課は、介護保険システムに必要事項を入力する。 地域包括ケア推進課は、③の書類を保険者市町村へ送付する。
- ⑤保険者市町村は被保険者証に要介護状態区分(事業対象者)、支援事業者名(担当包括名)等を記載して利用者に送付

※住所地特例対象者が地域包括支援センターでなく<u>区役所等</u>の窓口で基本チェックリストを実施し、介護予防ケアマネジメント依頼届出書についても<u>区役所等</u>の窓口に提出した場合、区役所等の担当者は担当の地域包括支援センターへ連絡し、対象者の情報提供をしてください。(住所地特例対象者の情報は、「地域包括支援センター連絡一覧」に載らないため、地域包括支援センターが把握できないため)

※住所地特例対象者の要支援認定に係る手続きについては、介護保険課が担当です。

(2) 住所地特例対象者に関するサービス事業費、介護予防ケアマネジメント費の請求

サービス事業費、介護予防ケアマネジメント費は、他市町村の住所地特例対象者に係るものであっても、通常通り国保連に請求を行います。(国保連は保険者市町村に対して請求を行います) なお、住所地特例対象者に係る総合事業は、施設所在市町村が実施するため、サービス事業費、介護予防ケアマネジメント費ともに、施設所在市町村の定める報酬が適用されます。

V. その他

1. 新潟市ホームページ内の総合事業に関する情報の掲載場所

①制度全般やQ&A、サービスコードなど

トップページ > 健康・医療・福祉 > 介護 >介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について
- ・総合事業に関する手引き・Q&A等
- ・新潟市総合事業サービスコード
- ・指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型基準緩和サービス(訪問型サービス A)におけるサービス提供責任者の兼務について
- ・新潟市介護サービス担い手養成研修について

②指定事業者向け情報など

トップページ > 健康・医療・福祉 > 介護 >事業者向け申請・届出関係様式 > 総合事業

- ・訪問・通所型サービス事業者の新規指定申請について
- ・介護予防訪問介護相当サービス
- ・訪問型基準緩和サービス
- ・介護予防通所介護相当サービス
- ・ 通所型基準緩和サービス
- ・体制等届(各種加算等に関する届出)
- 変更届等
- ・老人福祉法関係の届出

③指定事業所一覧

トップページ > 健康・医療・福祉 > 介護 > 介護保険サービス事業所情報 > 介護保険サービス事業所一覧(指定状況) > サービス種類別事業所(施設)一覧

2. 総合事業に関する国の通知、要綱、ガイドライン等

- ・地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙)
- ・介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年3月15日厚生労働省告示第72号)
- →総合事業の報酬に関する基準
- ・介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月19日老認発0319第3号)
- →総合事業の報酬に関する基準についての留意事項通知
- ・介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年3月15日厚生労働省告示第71号)

- →総合事業の事業所指定に関する基準
- ・介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について (令和3年3月19日老認発0319第2号)
- →総合事業の事業所指定に関する基準の解釈通知
- ・介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて(平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について(平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知(令和3年11月15日労認発1115第1号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知にて一部改正))
- ・「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A【平成26年9月30日版】
- ・総合事業ガイドライン案に係る追加質問項目について(平成26年11月10日全国介護保険担当 課長会議資料)
- ・「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A【平成27年1月9日版】
- ・「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A【平成27年2月4日版】
- ・「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A【平成27年3月31日版】
- ・「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についての Q&A 【平成27年8月19日版】
- ・介護予防・日常生活支援総合事業に係る Q&A 【平成28年4月18日版】
- ・平成27年4月の改正介護保険法施行に係る住所地特例の取扱い(介護予防支援・介護予防ケアマネジメント)について(平成27年2月27日厚生労働省老健局振興課事務連絡)

※これらは、厚生労働省のホームページ内の「介護予防・日常生活支援総合事業」のページに掲載されています。

3. 総合事業に関する新潟市の要綱

- 新潟市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
- ・新潟市介護予防・日常生活支援総合事業の人員設備及び運営に関する基準を定める要綱
- ・新潟市介護予防ケアマネジメント実施要綱
- 新潟市住民主体の訪問型生活支援実施要綱
- 新潟市地域の茶の間支援事業実施要綱
- ・新潟市介護サービス担い手養成研修実施要綱

※これらは新潟市ホームページ内の「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について」のページに掲載されています。

新潟市 介護予防・日常生活支援総合事業 基本チェックリスト

1001

被保険者番号		実施日		年	月	日
フリガナ		生年月日	明・大	、 昭 ・ 平	年	月日
氏名		性 別	男・女	τ		
住所	〒	電話番号				
No.	質問項目			回答: い をお付け		
1	バスや電車で1人で外出していますか (1人で自家用車を運転して外出する場合も「はい」となり	ります)		0.はい		. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか			0. はい	1	. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか			0. はい		. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか			0. はい		. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか (電話で相談に応じている場合も「はい」となります)			0. はい		. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか			0. はい	<u></u> 1	. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっています	⁻ か		0. はい		. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか(屋内、屋外などの場所は問	(いません)		0. はい	1	. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか			1. はい	0	. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか			1. はい	0	. いいえ
11	<u>6ヶ月間で</u> 2~3kg以上の体重減少がありましたか				0	. いいえ
12	身長				•	
13	<u>半年前に比べて</u> 固いものが食べにくくなりましたか			1. はい	0	いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか			1. はい	0	. いいえ
15	口の渇きが気になりますか			1. はい	0	. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか(過去1ヶ月の状態の平均])		0. はい		. いいえ
17	<u>昨年と比べて</u> 外出の回数が減っていますか			1. はい	0	. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると	言われます	か	1. はい	0	. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	`		0.はい		. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか (月と日がどちらかしか分からない場合には「はい」となり	ります)		1. はい	0	. いいえ
21	<u>(ここ2週間)</u> 毎日の生活に充実感がない			1. はい	0	. いいえ
22	<u>(ここ2週間)</u> これまで楽しんでやれていたことが楽しめな	くなった		1. はい		. いいえ
23	<u>(ここ2週間)</u> 以前は楽にできていたことが今はおっくうに	感じられる		1. はい	0	. いいえ
24	<u>(ここ2週間)</u> 自分が役に立つ人間だと思えない			1. はい	0	. いいえ
25	<u>(ここ2週間)</u> わけもなく疲れたよ う な感じがする			1. はい	0	. いいえ
支援事 ・基本チ	ェックリストの判定・介護予防ケアマネジメントを実施するだ業者が被保険者台帳・受給者台帳を閲覧することに同意します ェックリストの結果を地域包括支援センター・居宅介護支援事る者へ情報提供することに同意します。 年 月 日 氏名(自署	- §業者 • その		-		
I 1 TH	<u> </u>	1/				

表8 事業対象者に該当する基準

- ① 様式第一の質問項目No.1~20 までの 20 項目のうち 10 項目以上に該当
- ② 様式第一の質問項目No.6~10までの5項目のうち3項目以上に該当
- ③ 様式第一の質問項目No.11~12の2項目のすべてに該当
- ④ 様式第一の質問項目No.13~15 までの3項目のうち2項目以上に該当
- ⑤ 様式第一の質問項目№.16に該当
- ⑥ 様式第一の質問項目No.18~20 までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
- ⑦ 様式第一の質問項目No.21~25 までの5項目のうち2項目以上に該当
- (注) この表における該当 (No. 12 を除く。) とは、様式第一の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」 に該当することをいう。

この表における該当 (No. 12 に限る。) とは、BM I =体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が 18.5 未満の場合をいう。

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインより抜粋

表9 基本チェックリストについての考え方

【共通事項】

- ①対象者には、各質問項目の趣旨を理解していただいた上で回答してもらってください。それが適当な回答であるかどうかの判断は、基本チェックリストを評価する者が行ってください。
- ②期間を定めていない質問項目については、現在の状況について回答してもらってください。
- ③習慣を問う質問項目については、頻度も含め、本人の判断に基づき回答してもらってください。
- ④各質問項目の趣旨は以下のとおりです。各質問項目の表現は変えないでください。

	質問項目	質問項目の趣旨
1~	5 の質問項目は、日常生活関連動作	について尋ねています。
1	バスや電車で1人で外出してい	家族等の付き添いなしで、1人でバスや電車を利用して外出してい
	ますか	るかどうかを尋ねています。バスや電車のないところでは、それ
		に準じた公共交通機関に置き換えて回答してください。なお、1
		人で自家用車を運転して外出している場合も含まれます。
2	日用品の買い物をしていますか	自ら外出し、何らかの日用品の買い物を適切に行っているかどう
		か(例えば、必要な物品を購入しているか)を尋ねています。頻
		度は、本人の判断に基づき回答してください。電話での注文のみ
		で済ませている場合は「いいえ」となります。
3	預貯金の出し入れをしています	自ら預貯金の出し入れをしているかどうかを尋ねています。銀行
	か	等での窓口手続きも含め、本人の判断により金銭管理を行ってい
		る場合に「はい」とします。家族等に依頼して、預貯金の出し入
		れをしている場合は「いいえ」となります。
4	友人の家を訪ねていますか	友人の家を訪ねているかどうかを尋ねています。電話による交流
		や家族・親戚の家への訪問は含みません。
5	家族や友人の相談にのっていま	家族や友人の相談にのっているかどうかを尋ねています。面談せ
	すか	ずに電話のみで相談に応じている場合も「はい」とします。
6~1	10 の質問項目は、運動器の機能にて	ついて尋ねています。
6	階段を手すりや壁をつたわらず	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っているかどうかを尋ねてい
	に昇っていますか	ます。時々、手すり等を使用している程度であれば「はい」とし
		ます。手すり等を使わずに階段を昇る能力があっても、習慣的に
		手すり等を使っている場合には「いいえ」となります。
7	椅子に座った状態から何もつか	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているかどう
	まらずに立ち上がっていますか	かを尋ねています。時々、つかまっている程度であれば「はい」
		とします。
8	15 分位続けて歩いていますか	15 分位続けて歩いているかどうかを尋ねています。屋内、屋外等
		の場所は問いません。
9	この1年間に転んだことがあり	この1年間に「転倒」の事実があるかどうかを尋ねています。
	ますか	
10	転倒に対する不安は大きいです	現在、転倒に対する不安が大きいかどうかを、本人の主観に基づ
	か	き回答してください。
11 - 1	12 の質問項目は、低栄養状態かど	うかについて尋ねています。
11	6ヵ月で2~3kg以上の体重減	6ヵ月間で2~3kg以上の体重減少があったかどうかを尋ねてい

	T	[
	少がありましたか 	ます。6ヵ月以上かかって減少している場合は「いいえ」となり ++
	+ F . U . T	ます。
12	身長、体重 	身長、体重は、整数で記載してください。体重は1カ月以内の値
		を、身長は過去の測定値を記載して差し支えありません。
13~	15 の質問項目は、口腔機能につい ⁻	
13	半年前に比べて固いものが食べ	半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうかを尋ねてい
	にくくなりましたか	ます。半年以上前から固いものが食べにくく、その状態に変化が
		生じていない場合は「いいえ」となります。
14	お茶や汁物等でむせることがあ	お茶や汁物等を飲む時に、むせることがあるかどうかを、本人の
	りますか	主観に基づき回答してください。
15	口の渇きが気になりますか	口の中の渇きが気になるかどうかを、本人の主観に基づき回答し
		てください。
16 -	17 の質問項目は、閉じこもりについ	いて尋ねています。
16	週に1回以上は外出しています	週によって外出頻度が異なる場合は、過去1ヵ月の状態を平均し
	か	てください。
17	昨年と比べて外出の回数が減っ	昨年の外出回数と比べて、今年の外出回数が減少傾向にある場合
	ていますか	は「はい」となります。
18~	20 の質問項目は認知症について尋ね	aています。
18	周りの人から「いつも同じ事を聞	本人は物忘れがあると思っていても、周りの人から指摘されるこ
	く」などの物忘れがあると言われ	とがない場合は「いいえ」となります。
	ますか	
19	自分で電話番号を調べて、電話を	何らかの方法で、自ら電話番号を調べて、電話をかけているかど
	かけることをしていますか	うかを尋ねています。誰かに電話番号を尋ねて電話をかける場合
		や、誰かにダイヤルをしてもらい会話だけする場合には「いいえ」
		となります。
20	今日が何月何日かわからない時	今日が何月何日かわからない時があるかどうかを、本人の主観に
	がありますか	基づき回答してください。月と日の一方しか分からない場合には
		「はい」となります。
21~	- 25 の質問項目は、うつについて尋れ	aています。
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実	ここ2週間の状況を、本人の主観に基づき回答してください。
	感がない	
22	(ここ2週間)これまで楽しんで	
	やれていたことが楽しめなくな	
	った	
23	(ここ2週間)以前は楽に出来て	
	いたことが今ではおっくうに感	
	じられる	
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人	
	間だと思えない	
25	(ここ2週間)わけもなく疲れた	
	ような感じがする	
_		

※介護保険システムからの出力不可

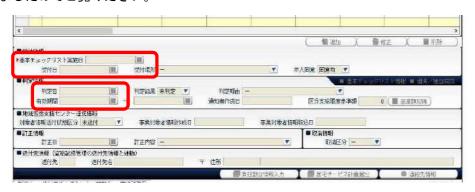
基本チェックリスト実施判断シート

受付日 年 月 日							
所属()とは、)と健康福祉課高齢介護係()・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
地域包括支援センター() 受付者名()							
	被	保険者番号() 整理番号()				
	氏:	 名() 生年月日 (T・S) 電話番号 (
本人	世	世帯構成 (ひとり暮らし・ 65歳以上のみ・ その他 ()					
	か	 かりつけ医(医療機)			
申請者氏名	氏:	 名() 続柄(同居・別居)				
申請の理由	病	名					
【確認内容】		介護予防・日常	生活支援総合事業についての説明 (済・未)				
項目			確認事項	チェック欄			
	1	➢ 回数·内容等	話支援(掃除や買い物等)・身体介護のサービスを利用したい。 はケアマネジメントで決定されます。 い(日中)独居や高齢者世帯等が対象です。				
	2	➤回数·内容等I	用して、他者との交流や運動する機会をつくりたい。 は、ケアマネジメントで決定されます。				
	3	自宅において、1ノ 入浴できない理由	くでは入浴できないため、通所介護で入浴したい。 ()				
今後、利用希望する サービスの内容	4	下記の介護予防サービスを利用したい。(希望するサービスに○) 1. 福祉用具レンタル・購入 2. ショートステイ 3. デイケア 4. 訪問入浴 5. 訪問看護 6. 地域密着サービス 7. 居宅療養管理指導 8. 住宅改修					
	5		施設に入居(GH)・入所(特養・老健)したい。				
	6	利用希望するサービスはないが認定を受けたい。 (念のための申請は、必要時に申請するよう促す)					
	7		は、必要時に甲請するよう従す) ごス(紙おむつ・訪問理美容・住宅リフォーム等)を利用したい。				
	8	1人でタクシーや4	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				
	9	身の回りのこと(排	身の回りのこと(排泄・着替え等)や内服管理・金銭管理は自分でできる。				
	10	かかってきた電話	の対応や伝言を正しく行うことができる。				
	11	歩行や立ち座りに	介助を必要とし、1人で外出できない。				
本人の状態	12	認知症の症状が(物忘れ・同じ話を繰り返す等)みられ、薬の内服(時間や種類等処方どおりに飲む)、電話の利用(電話をかける、要件を伝える)等に介助を受けている。または、精神症状(独語・うつ傾向)が見られる。					
	13	病気やけがのため	り、入院中又は療養中である。				
	14	寝たきり又は、重り	い認知症である。				
特記事項							
「1」~「3」のいずれか、かつ「8」~「10」 のいずれかに該当する →基本チェックリスト実施対象者です。 □							
「4」~「7」・「11」~「14」のいずれかに 該当する ⇒基本チェックリスト実施対象者外です。 □							
⇒基本チェックリスト対象外です。 「8」~「10」以外に該当がない 相談内容に応じて、茶の間や介護保険外 □ サービスの情報を提供してください。							
1(基本チェックリスト実施対象者)に該当したが、同時に要介護認定申請を実施した場合							

R3.1.8 地域包括ケア推進課

介護保険システムで基本チェックリストを入力する際の システム上の実施日等について

新システムでのチェックリストの入力時の注意事項等は通知やQ&Aでお示ししてきましたが、システムの入力画面での「実施日」「判定日」「有効期間開始日」などを以下に整理してみましたのでご覧ください。



①新規にチェックリストのみを実施する場合



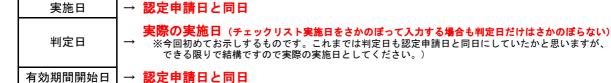
実際に実施した日

※ただし、実施日当日にシステムへの入力ができない場合は左記の3つの日付を システム入力する日に合わせてください。

(毎日提供している地域包括支援センター連絡一覧に、その<u>前日の実施日</u>で 事業対象者となった方が載るため、例えば1日遅れで実際の実施日で 入力すると連絡一覧に載ってこない)

②チェックリストと認定申請を同時に実施する場合

(やむを得ず、認定申請日より後にチェックリストを実施する場合も含む)



③<u>すでに認定を持っている方</u>、または<u>事業対象者</u>が現有効期間中に チェックリストを実施して更新する場合



事業対象者の区分支給限度額の引き上げ等について【業務フロー】

事業対象者の区分支給限度額は、予防給付における要支援1と同じ5,032単位です。

ただし、利用者の状態により必要がある場合は、要支援2と同じ10,531単位まで引き上げを可能とします。

また、算定できる報酬区分も要支援2の区分を算定可能とします。

(例:訪問の相当サービスにおける「週2回を超える程度の利用」の区分は、要支援2の方のみが算定できる区分ですが、これを算定可能とします。)

区分支給限度額の引き上げ等が必要な場合は、以下のフローに沿って区健康福祉課高齢介護担当と協議して下さい。

地域包括支援センター(居宅介護支援事業所)	区健康福祉課	高齢介護担当	地域包括ケア推進課
①アセスメントし、区分支給限度額の引き上げ等の 必要性を判断			
②必要性を区と協議するため、様式(※)に必要事項を記載			
※「事業対象者の区分支給限度額の引き上げ等について」(以下、」様式とします)			
③区へ必要事項を記載した様式を送付 (区へメール送信または持参)	④様式を受理 ⑤区公限度額の	引き上げ等を協詞	÷.
	0	するエリ 寺を協議 長時は地域包括ケ 	•
(例) 独居、肺炎のため入院しており、入院中に体が低下し、退院後自宅で入浴が困難な状況 週2回程度、介護予防通所介護相当サービス が必要。 体力が回復するまで(おおおむね1か月程度	2 7		
	⑥協議した結果で ・限度額を引き上げ し、期間を延長する 議が必要である旨	がる期間を明確に る場合は、再度、協	
⑧区から結果を受理⑨ケアプラン(原案)に位置づける⑩サービス担当者会議の開催			⑧区から結果を受理

〇原則として、区は、地域包括支援センター(または居宅介護支援事業所)から協議があった場合は、速やかに (当日または翌日)に回答してください。

事業対象者の区分支給限度額の引き上げ等について

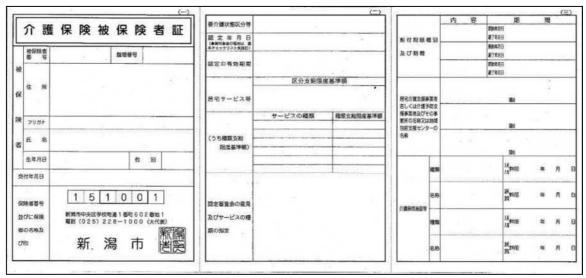
担当者 地域包括支援センター / 居宅介護支援事業所 事業所名: 担当者名: 事業対象者 住所: 区 事業対象者の有効期間: 年月日~年月 状況 限度額引き上げ等が必要な理由			年	月	日			
事業所名: 担当者名: 氏名: 被保険者番号: 住所: 区 事業対象者の有効期間: 年 月 日 ~ 年 月 状 況 RR で	七小 人	地域包括:	支援センター	/	居宅介護支	援事業所		
事業対象者 住所: 区 事業対象者の有効期間: 年 月 日 ~ 年 月 状 況	担当有	事業所名:		担当	者名:			
事業対象者の有効期間: 年 月 日 ~ 年 月 状 況 限度額引き上げ等が		氏名:		被保口	険者番号:			
状 況 限度額引き上げ等が	事業対象者	住所: 区						
限度額引き上げ等が		事業対象者の有効期	期間: 年	月	日	~	年	月
限度額引き上げ等が								
限度額引き上げ等が								
	状 況							
	四 帝宛ごき上げ筆が							
限度額引き上げ等が 必要な期間(見込	必要な期間(見込							
み)	<i>ው)</i>							
今後の支援の	今後の支援の							
方向性 	方向性							
		結里		認めら	hる•認めら	h <i>t</i> ะเง		
#### +7:	## EP			日心 () 7 /		1000		
結果	結果 (区記載)	741141						
理由		理由						
landa 備考 landa landa landa landa la	備考							

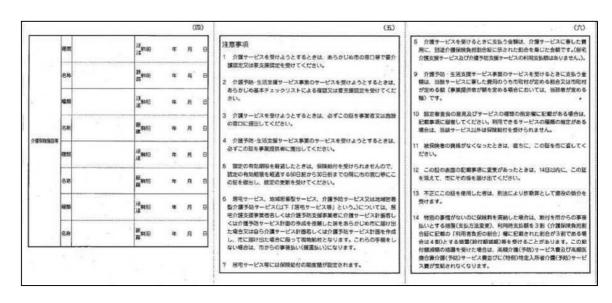
≫書類の流れ

地域包括支援センター/居宅介護支援事業所 → 被保険者の居住する区健康福祉課

→ 結果記載後、地域包括支援センター/居宅介護支援事業所 · 地域包括ケア推進課

別記様式第2号(第3条関係)





別記様式第18号(第15条関係)

被保險者氏名	被保険者番号	個人番号	生年月1	1
居宅サービス計画の作成について	事業者に依頼 介護予防支援	(小規模多機能型果宅 しない (被保険者が作 (介護子防小規模多機)	成する)	17 (17 (17 (17 (17 (17 (17 (17 (17 (17 (
学に (介蔵予防) サービス計画の作成を事 ↑護予防ケアマネジメントの作成を地域包 農者の事業所名		、 る場合に、記入してく	ださい。	
↑遊予防サービス計画又は介護予防ケアマ	指定事業者番号 電話番号) () ナスポクレ	
会託先の事業者を記入してください。	ADDRESS OF THE PARTY OF THE PAR	TO STATE OF THE ST	2 Was 124-4	
業者の事業所名	事業者の所在地 委託先指定事業者等	」〒 季サ 5番号 (,	
ビス開始年月日	T Agai	事業者の変	史事由	
年	月日日			
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の利	□□□□ □開始月における、利用	開始前の居宅サービス	等の利用有無	
※ (介護予防)小規模多機能型居宅介	で護事業者に変更する場合	合に、記入してください	N _B	
_	た居宅サービス			
居宅サービスの利用無し				
上記のとおり居宅(介護予防)サーヒ 年 月 日 住所 彼保険者	ス計画の作成又は介護す	予防ケアマネジメントを	依頼すること	を届け出します。
氏名		電话番号	()
	いら委任された代理人のよ	場合に記入して下さい。		
任年月日 (年月日)住所代理人氏名				
被保険者との関係		電話番号	()
R宅(介護予防)サービス計画の作成・介	難予貼ケアシネジメント	・を佐帽 (変更) する居	字介護 (介護 ⁻	予防)支援事業者が

介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果等記録表)

利用者名		様 認定年月日	月日 年 月	日 認定の有効期間	効期間 年 月	日~ 年 月 日	ı				
計画作成者氏名				委託の場	委託の場合:計画作成者事業者・事業所名及び所在地	事業所名及び所在地(連絡先)	各先)				
<u>計画作成(変更)日</u> 日輝とする牛活	本	月日(初回作成日	炎 目	年 月	日) 担当地域包持	担当地域包括支援センター:					
— —						1年					
	1			課題に対する	1				支援計画		
アセスメント領域と 現在の状況	本人・家族の意欲 意向	領域における課題(背景・原因)	総合的課題	目標と具体策 の提案	具体策についての意向 本人・家族	日簿	目標についての 支援のポイント	本人等のセルフケアや家 族の支援、インフォーマル サービス(民間サービス)	介護保険サービス 又は地域支援事業 (総合事業のサービス)	サービス種別	事業所 (利用先)
運動・移動について		口有 口無					C				
日常生活(家庭生活)について		口有 口無					Ĉ				
社会参加、対人関係・コミュニケーションについて		口有 口無					C				
健康管理について		口有 口無					()				
健康状態について □主治医意見書、健診結果、観察結果等を踏まえた留意点 	乳、観察結果等 を	踏まえた留意点		¥ ¤	【本来行うべき支援が実施できない場合】 妥当な支援の実施に向けた方針	できない場合】 <u>(方針</u>		合的な方針:生	活不活発病の改善予防のポイン	7	
基本チェックリストの(鼓当した項目数) / (質問項目数) を記入して下さい 地域支援事業の場合は必要な事業プログラムの枠内の数字に〇印をつけて下さい 運動 ※養 口がう人の枠内の数字に〇印をつけて下さい 運動 ※養 口腔内 閉じこも 物忘れ うつ 不足 改善 ケア リ予防 予防 予防 地域支援事業 /5 /2 /3 /2 /5	当した項目数)/ 要な事業プログラ 助 栄養 正 改善 で5	(質問項目数)を記 5ムの枠内の数字に CDE 口腔内 関じこも 1 ケア リ予防 イア	入して下さい 即をつけて下さい 物点れ うつ 予防 予防 予防 予防	割 数 女 を 数 日 数 数 日 数 数 日 か な な な な な な れ い れ い れ い れ い れ い い い い い	(意見)			計画に関する同意 上記計画について、同意いたします。 年月日氏名	意いたします。 日 氏名		

様式5

利用者基本情報

作成担当者:

《基本情報》

《本个] 取//								
相談日	年	月 日	()	来の他(話)	初 回 再来(前 /)
本人の現況	在宅·入院)	又は入所中	- ()	
フリガナ 本人氏名			性別	M - T - :	S	年 月	日生()歳	ŧ
本人以 石								
住所					Te l		()	
日常生活	障害高齢者	の日常生活	舌自立度	自立•J1	• J 2	2 · A 1 · A 2	2 • B 1 • B 2 • C 1	• 2
自立度	認知症高齢		————— 舌自立度	自立・Ι・	Ιa	• II b • III	 a • III b • IV • M	
認定・ 総合事業 情報	有効期限:	年 月 クリスト記	日~ 年 3入結果:	月日	(前	介3・要介 ² 回の介護度 当あり・事業		
障害等認定	身障()	、療育()、精	神()、	難疗	j ()		
本人の 住居環境	自宅・借家	- 一戸建て	〔 • 集合住	宅・自室の	有無	()階、信	宅改修の有無	
経済状況	国民年金・厄	厚生年金▪	障害年金	• 生活保護		•		
来 所 者 (相談者)					家	家族構成	◎=本人、○-女性、□=男●■=死亡、☆=キーパー・ 主介護者に「主」副介護者に「副」	
住所					族		(同居家族は〇で囲む)	
			続		構			
連絡先			柄		成			
	氏名	続柄	 住所 •	連絡先				
緊急連絡先								
						家族関係等	の状況	

《介護予防に関する事項》

今までの生活				
	1	日の生活・すこ	<u></u>	趣味・楽しみ・特技
現在の生活 状況 (どんな 暮らしを送 っているか)				
	時間	本人	介護者・家族	
				友人・地域との関係

《現病歴・既往歴と経過》(新しいものから書く・現在の状況に関連するものは必ず書く)

年月	月日		病名	医療機関・ (主治医・意見			経過	治療中の場合は内 容
					-	Tel	治療中	
年	月	日					経観中	
							その他	
					-	Tel	治療中	
年	月	日					経観中	
							その他	
					-	Tel	治療中	
年	月	日					経観中	
							その他	
						Tel	治療中	
年	月	日					経観中	
							その他	

《現在利用しているサービス》

公的サービス	非公的サービス

地域包括支援センターが行う事業の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、基本チェックリスト記入内容、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、アセスメントシートを、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、総合事業におけるサービス事業等実施者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。

年 月 日 氏名

様式4

興味・関心チェックシート

氏名:	年齢:	歳	性別()記入日:	年	月	目
------------	-----	---	-----	-------	---	---	---

表の生活行為について、現在しているものには「している」の列に、現在していないがしてみたいものには「してみたい」の列に、する・しない、できる・できないにかかわらず、興味があるものには「興味がある」の列に〇を付けてください。どれにも該当しないものは「している」の列に×をつけてください。リスト以外の生活行為に思いあたるものがあれば、空欄を利用して記載してください。

生活行為	している	してみたい	興味がある	生活行為	している	してみたい	興味がある
自分でトイレへ行く				生涯学習·歴史			
一人でお風呂に入る				読書			
自分で服を着る				俳句			
自分で食べる				書道・習字			
歯磨きをする				絵を描く・絵手紙			
身だしなみを整える				パソコン・ワープロ			
好きなときに眠る				写真			
掃除·整理整頓				映画・観劇・演奏会			
料理を作る				お茶・お花			
買い物				歌を歌う・カラオケ			
家や庭の手入れ・世話				音楽を聴く・楽器演奏			
洗濯・洗濯物たたみ				将棋・囲碁・ゲーム			
自転車・車の運転				体操•運動			
電車・バスでの外出				散步			
孫・子供の世話				ゴルフ・グラウンドゴルフ・ 水泳・テニスなどのスポーツ			
動物の世話				ダンス・踊り			
友達とおしゃべり・遊ぶ				野球・相撲観戦			
家族・親戚との団らん				競馬・競輪・競艇・パチンコ			
デート・異性との交流				編み物			
居酒屋に行く				針仕事			
ボランティア				畑仕事			
地域活動 (町内会・老人クラブ)				賃金を伴う仕事			
お参り・宗教活動				旅行•温泉			

(出典)「平成 25 年度老人保健健康増進等事業 医療から介護保険まで一貫した生活行為の自立支援に 向けたリハビリテーションの効果と質に関する評価研究」

一般社団法人 日本作業療法士協会 (2014.3)

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(第1号介護予支援事業)経過記録(サービス担当者会議の要点を含む)

計画作成者氏名	内容															別に出来事、訪問の際の観察(生活の活発さの変化を含む)、サービス担当 引介護予防支援事業)や各種サービスが適切に行われているかを判断し、必 などを記入する。
	年月日			**************************************									0.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.0		0.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.0	, 具体的には、時系? アマネジメント(第1号 所や家族との調整4
	内容															介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)経過は、具体的には、時系列に出来事、訪問の際の観察(生活の活発さの変化を含む)、サービス担当 者会議の内容、利用者・家族の考えなどを記入し、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)や各種サービスが適切に行われているかを判断し、必 要な場合には方針変更を行うためのサービス担当者会議の開催、サービス事業所や家族との調整などを記入する。
利用者氏名	年月日	***************************************	***************************************	***************************************												**

2 サービス担当者会議を開催した場合には、会議出席者(所属(職種)氏名)、検討した内容等を記入する。

介護予防	支援•介護予	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	シト(第1号介護予防支援事業)		サービス評価表	7.5)
利用者名		酚			計画作成者氏名		
目標 評価期間	目標体制状況	目標 達成/未達成	目標達成しない原因 (本人・家族の意見)	目標達成しない原因 (計画作成者の評価)	原因平価)	今後の方針	
14 + 17 + 18			一种 人名马克里克 电电子				
窓 戸 むしょ 力 町		·1	応域 凸枯又様で人文一息 児児 はななななな	P.	□ プラン継続 □ プラン変更 □ 終了	□ 介護給付□ 予防給付□ 介護予防・生活支援サービス事業□ 一般介護予防事業□ 終了	地

予防給付及びサービス事業を併用する場合の給付管理票及び介護予防支援費・介護 表 7 予防ケアマネジメント費

	△ *#	給付	介護予	利用サービ	ス	総合事業				見少人往十經典/
). 利用者	限度額管理	限度額管理	限度額管理	限度額管理	指定サ	ービス	指定サービス以外	給付管理票 の提出	給付管理票に記載するサービス	居宅介護支援費/ 介護予防支援費/
要介護者	対象	対象外	対象	対象外	限度額管理 対象	限度額管理 対象外	のサービス	ОУБЕЩ		介護予防ケアマネジメント費
安川設任	0	-	-	-	-	-	0	要	居宅サービス及び地域密着型サービスのうち限度額管理対象 サービス(*1)	居宅介護支援費
	0	0	ı	ı	ı	-	0	要	居宅サービス及び地域密着型サービスのうち限度額管理対象 サービス(*1)	居宅介護支援費
	I	0	ı	ı	ı	-	0	不要	-	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
	1	-	I	I	l	1	0	不要	-	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
要支援者	_	_	0	_	-	_	0	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防支援費
	ı	-	0	0	ı	-	0	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防支援費
	-	-	0	=	0	=	=	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(*2) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*3)	介護予防支援費
	-	-	0	=	0	=	0	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限 度額管理対象サービス(*2) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*3)	介護予防支援費
	-	-	0	=	-	0	=	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防支援費
	-	_	0	-	-	0	0	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限 度額管理対象サービス(*2)	介護予防支援費
	-	-	0	0	0	-	-	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限 度額管理対象サービス(*2) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*3)	介護予防支援費
	-	-	0	0	0	-	0	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限 度額管理対象サービス(*2) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*3)	介護予防支援費
	-	-	0	0	1	0	-	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限 度額管理対象サービス(*2)	介護予防支援費
	-	-	0	0	-	0	0	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限 度額管理対象サービス(*2)	介護予防支援費
	1	_	0	-	0	0	-	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限 度額管理対象サービス(*2) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*3)	介護予防支援費
	-	_	0	=	0	0	0	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限 度額管理対象サービス(*2) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*3)	介護予防支援費
	-	-	0	0	0	0	-	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限 度額管理対象サービス(*2) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*3)	介護予防支援費
	-	-	0	0	0	0	0	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限 度額管理対象サービス(*2) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*3)	介護予防支援費
	-	-	ı	0	ı	-	0	不要	-	介護予防ケアマネジメント費(+5) (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
	ı	_	1	0	0	-	-	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*3)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
	-	_	-	0	0	_	0	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*3)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
	-	_	ı	0	1	0	-	不要	-	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
	-	-	ı	0	1	0	0	不要	-	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
	1	-	1	0	0	0	1	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*3)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
	I	_	_	0	0	0	0	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*3)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
	-	_	-	-	0	-	-	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*3)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
	I	-	ı	ı	0	-	0	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*3)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
	ı	_	-	-	0	0	-	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*3)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
	-	_	-	_	0	0	0	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*3)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
	-	_	-	_		0	ı	不要	-	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
	ı	_	ı	-	ı	0	0	不要	-	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
	1	_	-	-	ı	-	0	不要	-	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)

「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の 実施及び介護予防手帳の活用について」の一部改正について (令和3年11月15日労認発1115第1号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)

より抜粋

事業対象者 33	-	_	-	1	0	-	-	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*3)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
34	-	_	ı	ı	0	ı	0	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*3)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
35	-	_	_	ı	_	0	-	不要	-	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
36	-	ı	ı	ı	-	0	0	不要	-	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
37	-	-	ı	1	0	0	ı	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*3)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
38	=	-	-	-	0	0	0	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*3)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)
39	-	-	-	-	-	=	0	不要	-	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求(*5)) (国保連への委託も可能)

(*1)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機型居宅介護、小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)、短期入所生活介護、短期入所療養介護(介護保健施設)、短期入所療養介護(介護療養施設等)、短期入所療養介護(介護医療院)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)

(*2)

介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機型居宅介護、介護予防短期入所療養介護(介護保健施設)、介護予防短期入所療養介護(介護療養施設等)、介護予防短期入所療養介護(介護医療院)、介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型)

(*3)

訪問型サービス(独自)、訪問型サービス(独自/定率)(*4)、訪問型サービス(独自/定額)(*4)、通所型サービス(独自)、通所型サービス(独自/定率)(*4)、通所型サービス(独自/定額)(*4)

(*4)

限度額管理対象/対象外サービスは市町村が決定して国保連に連絡する

(*5)

住所地特例適用被保険者の介護予防ケアマネジメント費は施設所在市町村へ請求

昕潟市	新潟市の総合事業等のサ	事業等	等のサービス一覧			**+-Ľ	サービスを組み合わせた場合はA>B	B>Cの順に適用します	
			サービス		対象者	内容	実施主体 (指定・補助・委託など)	費用	左記のサービスのみを利 用する場合の介護予防ケ アマネジメントの種別※
			①小護予防訪問介護 相当サービス		・身体介護が必要な方 ・専門的なサービスが必要と認められ る方	事業所のホームヘルパーが居宅を訪問して、身体介護、生活援助サービス を提供。	指定を受けたサービス事業 者	介護保険サービス ガイド等参照	۷
	介證	詩	②基準緩和サービス		・身体介護を伴わない、調理、掃除、買 い物代行等の生活援助が必要な方	介護予防訪問小護の基準を緩和し、一定の研修修了者等が家庭を訪問して、日常の調理・洗濯・掃除等の生活援助を行う。(例:調理、掃除、洗濯、ゴミ出し、買い物代行等)	指定を受けたサービス事業 者	介護保険サービス ガイド等参照	A
	予防・生	르래	③住民主体の訪問型生活支 援	要支援認	右記サービス内容を希望される方 ※要支援認定者・事業対象者以外の 方が利用することも可	地域住民等のボランティアが、ゴミ出しや買い物等、日常のちょっとした困り (ごとに対する支援を行う。(例:ゴミ出し、買い物、調理、掃除、電球交換、ペッ(トの世話、雪かき、庭の手入れ、布団干し等)	任意団体、ポランティア団 体、地域コミュニティ協議会、 自治会、NPO法人、等	実施主体が定めた 額	0
	1活支援 1		(を制造を表すのでは、(を制造中を防サービス)	i 宝者••••	・うつ状態及び運動機能低下等の理 由による、閉じこもり傾向のある方 ・心身の状況等の理由により、地域の 適いの場等への参加が困難になった 方	保健師や看護師等が訪問して、相談を受け助言をすることで、生活機能の維 持・向上を図る。	市(直営)	無料	В
介護予	у— л Қ		①小護予防通所介護 相当サービス	莱对象者	・身体介護が必要な方 ・専門的なサービスが必要と認められ る方	デイサービスセンター等の施設において、入浴や食事、その他の日常生活に 必要な介護サービスのほか、自宅までの送迎サービスも提供。	指定を受けたサービス事業 者	介護保険サービス ガイド等参照	۷
防・日常	₩₩	通所型	②基準緩和サービス		・身体介護が不要な方 ・外出や交流、運動等を主な目的とし ている方	小護予防通所小護の基準を緩和した職員配置の下、運動やレクリエーション等を実施。 (例:運動(体操等)、レクリエーション、送迎、健康チェック、相談援助、入浴、 食事等)	指定を受けたサービス事業 者	介護保険サービス ガイド等参照	A
生活支援			③幸齢ますます元気教室 (短期集中予防サービス)		生活機能の向上のため短期間での介 護予防が必要な方	週1回3ヶ月の短期間で、集団での「体やお口の体操」や「運動・お口の健康・ 栄養についての講座」を実施し、心身機能の維持・向上を図る。	市から委託を受けた事業者	教材費実費相当負 担(500円程度)	В
総合事業			(1)健康相談 (2)健康教育			(1)保健師・栄養士等が、生活習慣の改善、病気の予防や重症化防止など健 に関する個別相談に応じ、必要な相談、助言を行う。 [2)医師・保健師、栄養士・歯科衛生士等による、生活習慣予防、転倒予防、 口腔機能向上等に関する講演会、教室等を開催。	市(直営)	無料	O
	 	般介護予防	認知症予防出前講座		65歳以上の全ての高齢者	研修を受講した運動普及推進委員※が、地域の茶の間やサークル等に何って、認知症予防に効果的とされる運動を中心とした認知症予防・健康づくりのメニューを提供する。 ※運動普及推進委員とは、市が実施する養成講座を受講し、地域で運動を通して、健康づくり活動を普及するボランティア	運動普及推進委員	無料	O
	# #	₩	地域の茶の間 (週1回以上開催)			地域の集会所や公民館、空き家等を利用して、子どもや高齢者、障がい、者等 だれもが気軽に集まることのできる通いの場。	任意団体、地域コミュニティ 協議会、自治会、NPO法人 等	実施主体が定めた 額	O
			にぃがたし 元気カアップサ ポーター			介護施設などでのサポート活動に対して、ポイントを付与し、獲得したポイント に応じ、翌年度に最大5,000円の交付金を受け取ることができる。	市社会福祉協議会	無料	C
⟨ ←	介護保険外	<u>+</u>	・住民相互の助け合い活動・地域の茶の間(週1回未満) ほか民間の取り組み	+,	サービスや活動によって異なる	・会員相互の助け合いとしての、家事や見守り・話し相手などのサービス。 ・地域の集会所や公民館・空き家等を利用して、子どもや高齢者、障がい者 等だれもが気軽に集まることのできる通いの場。 等	任意団体、民間事業者ほか	実施主体によって異なる	C